

原子力損害賠償支援機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

主務大臣により認可された予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。
また、特別手当(賞与)については、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

なし

理事

なし

理事(非常勤)

なし

監事(非常勤)

なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	7,303	5,621	670	1,012 (地域手当)	9月15日		※
A理事	7,594	5,837	707	1,051 (地域手当)	9月20日		*
B理事	9,242	5,837	2,355	1,051 (地域手当)	9月20日		◇
C理事	8,807	5,517	2,226	993 (地域手当) 72 (通勤手当)	9月20日		◇
D理事 (非常勤)	1,600	1,600	0	0	9月20日		
A監事 (非常勤)	1,563	1,563	0	0	9月26日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:本項における役員「年間報酬等の総額」については、平成23年9月から平成24年3月までの7ヶ月間の実績を記載している。

注4:金額は、単位未満を四捨五入しているため、支給総額とは端数において合致しない場合がある。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

俸給については、「職員給与規程」において、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定している。

また、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)において、特殊法人等の役職員の給与について、法人の自律的・自主的な労使関係同様の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずることとされており、当該閣議決定等を踏まえ、適切に対応することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当機構の職員は、出向者が多く、それぞれの出向元での給与を基準として、機構に採用する際の給与を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務実績に応じて、昇給、昇格及び賞与のうち勤勉手当の額に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績が優秀な者に対して、予算の範囲内で、増額支給を行うこととしている。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

改正なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	49人	40.9歳	9,612千円	7,190千円	169千円	2,422千円
事務・技術	37人	41.1歳	8,095千円	6,048千円	176千円	2,047千円
指定職	12人	40.4歳	14,289千円	10,713千円	146千円	3,576千円

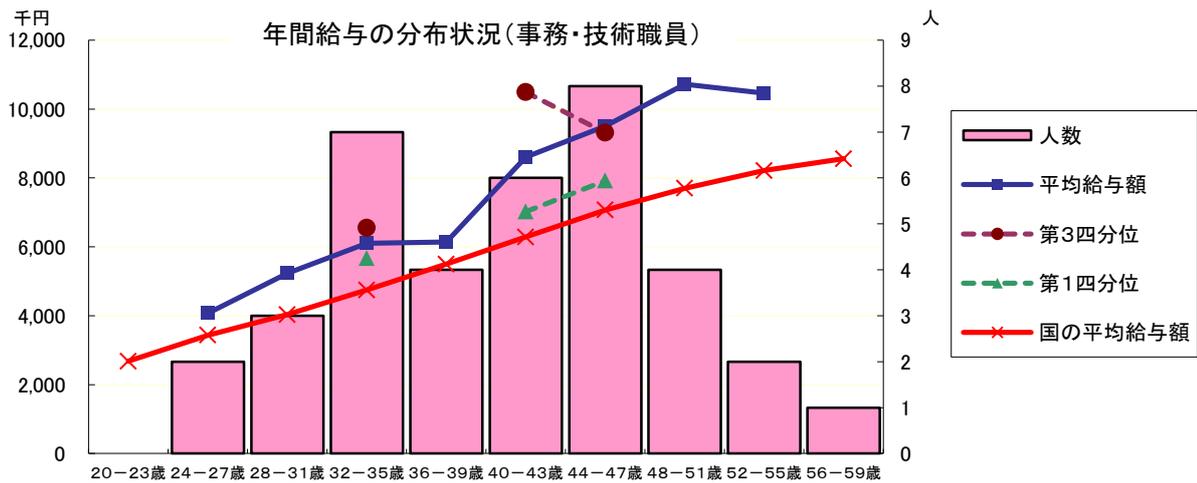
非常勤職員	5人	42.1歳	3,957千円	3,201千円	167千円	756千円
事務・技術	5人	42.1歳	3,957千円	3,201千円	167千円	756千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:本項における職員の年間給与額は、本法人は平成23年9月12日に設立された法人であり平成23年度の年間の支給実績が示せないため、法人の給与規程等に基づき算出した推計額である。

注3:職種のうち、常勤職員(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)、在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢56～59歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額等については表示していない。

注3:年齢24～27歳、52～55歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
執行役員	5	47.9	12,247	12,763	13,135		
審議役	15	43.6	6,617	8,367	9,676		
調査役	9	39.8	5,951	6,493	7,201		
主査	8	33.8	4,118	5,655	6,085		

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		執行役員	執行役員	執行役員	審議役	審議役
人員 (割合)	37 人 (%)	0 人 (%)	3 人 (8.1%)	2 人 (5.4%)	3 人 (8.1%)	4 人 (10.8%)
年齢(最高 ～最低)		～	54～46	—	56～40	51～44
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	10,046～ 9,544	—	8,091～ 7,700	7,071～ 6,579
年間給与 額(最高～ 最低)		～	13,720～ 13,005	—	10,854～ 10,377	9,676～ 9,028

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役又は 調査役	審議役、調査 役又は主査	調査役又は 主査	調査役又は 主査	主査
人員 (割合)		6 人 (16.2%)	11 人 (29.7%)	5 人 (13.5%)	3 人 (8.1%)	0 人 (%)
年齢(最高 ～最低)		46～34	53～35	35～28	29～26	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,355～ 5,351	5,862～ 4,236	4,692～ 3,980	3,883～ 3,117	～
年間給与 額(最高～ 最低)		8,562～ 7,221	7,923～ 5,744	6,085～ 5,299	4,916～ 4,025	～

注:8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 55.3	% 58.7	% 57.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.7	% 41.3	% 42.9
	最高～最低	% 45.2～44.3	% 41.8～40.9	% 43.4～42.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.5	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.5	% 32.7
	最高～最低	% 34.5～32.9	% 31.9～30.4	% 33.2～31.6

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

130.6

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 130.6</p> <table border="1" data-bbox="691 367 1396 470"> <tr> <td data-bbox="691 367 831 470">参考</td> <td data-bbox="831 367 987 405">地域勘案</td> <td data-bbox="987 367 1396 405">116.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="831 405 987 443">学歴勘案</td> <td data-bbox="987 405 1396 443">126.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="831 443 987 470">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="987 443 1396 470">113.5</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	116.0		学歴勘案	126.8		地域・学歴勘案	113.5
参考	地域勘案	116.0								
	学歴勘案	126.8								
	地域・学歴勘案	113.5								
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>1. 当機構の職員の90%以上が東京に勤務しており、当該職員に対し、18.0%といった高い支給割合の地域手当を支給している。</p> <p>2. 当機構においては、東京電力の特別事業計画の作成にあたり、同社の財務分析のほか、経営合理化策や組織改革の検討等の業務を行っており、当該業務を行うためには、企業会計や経営学等の高度な専門性が必要となるため、職員に占める高学歴者の割合が約86%と高くなっている。</p> <p>3. 東京電力の経営改革を進めていく観点から、高度な専門性に基づく正確な判断が必要とされ、迅速かつ責任ある職務執行が求められることから、当機構の職員構成は少数精鋭の管理職主体であり、国(15.4%)と比較して高い管理職割合(21.6%)となっている。</p> <p>【検証結果】 原子力損害賠償支援機構の給与水準が国家公務員の給与水準に比べ高くなっているのは、勤務地が東京(地域手当の支給率が高い地域)のみであること、また、東京電力の財務分析のほか、経営合理化策や組織改革の検討等の業務を行っており、その業務の特殊性から、企業会計や経営学等の高度の専門性を備えた者を採用していること及び管理職主体の少数精鋭の職員構成であることが要因となっていると考えられる。そうした中で、原子力損害賠償支援機構においては、人事院勧告に準じた給与改定を行う等の給与水準の適正化に努める必要がある。</p>									
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.9% (国からの財政支出額 1,581,680,287千円) (支出予算の総額 1,582,833,934千円:平成23年度予算)</p> <p>注:支出予算のうち、資金援助事業費については、交付国債の償還により東京電力に交付されるものである。また、一般管理費等の経費については、一時的に資本金から支出されるものの、翌年度の負担金収入により補てんされるものである。なお、資本金(14,000,000千円)のうち、半分の7,000,000千円は原子力事業者からの出資金である。</p> <p>【検証結果】 給与水準は国家公務員と比較すると高くなっているのは、勤務地や業務の特殊性が原因であるが、引き続き、人事院勧告に準じた給与改定を行う等の給与水準の適正化に努める必要がある。</p> <p>【累積欠損額について】 当機構の設立が平成23年9月のため、該当なし。</p>									
<p>講ずる措置</p>	<p>勤務地の特殊性による給与水準の格差は、今後も解消は困難である。また、業務の特殊性から、高度の専門性を備えた者を採用し、また管理職主体の少数精鋭の職員構成としており、これらの要因による13ポイント程度(年齢・地域・学歴勘案)の給与水準差の解消については、人材確保の観点及び東京電力の経営改革を確実に推進する観点からも困難である。なお、今後は、人事院勧告や「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)等の内容等も勘案しつつ、給与水準の見直しを行い、国民の理解が得られる水準とするよう努める。</p>									

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 280,835	千円 —	千円 (%) — ()
退職手当支給額 (B)	千円 —	千円 —	千円 (%) — ()
非常勤役職員等給与 (C)	千円 25,355	千円 —	千円 (%) — ()
福利厚生費 (D)	千円 35,541	千円 —	千円 (%) — ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 341,731	千円 —	千円 (%) — ()

注：本法人は平成23年9月20日に設立されたことから、「当年度」欄には設立以降の金額を記載している。このため、「前年度」欄及び「比較増△減」欄は記載していない。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員の報酬について、理事長9.77%、理事9.77%、非常勤監事9.77%の減額をそれぞれ実施した。
- ・職員の俸給月額について、最大9.77%の減額を実施した。

※原子力損害賠償支援機構の役職員の報酬・給与等の一部訂正について※

平成24年6月29日に公表した平成23年度における当機構の役職員の報酬・給与等について、当機構が平成23年9月12日に設立された法人であり平成23年度の年間の給与支給実績が示せないことから、当機構の給与規程等に基づき推計しているが、当該推計において加算されるべき諸手当の一部が加算されていなかったことから、今般、加算すべき諸手当を加味した上で再推計し、所要の修正を行った。